

県内で夜間営業時間の短縮にご協力いただいた皆様へ

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、2月2日の県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

※ 12月18日～1月11日の時短要請に対する協力金は第4弾、1月12日～2月7日の時短要請に対する協力金は第5弾のご案内をご覧ください。

交付額：1店舗あたり最大168万円

対象店舗	<p>営業の形態や名称にかかわらず、通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗</p> <p>ただし、下記の店舗は対象となりませんので、ご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 惣菜・仕出し、弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店（飲食する場所を設けていない店舗が該当します。） 宅配ピザ屋などのデリバリー専門店 イートインスペースのあるスーパーやコンビニ 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー 宿泊を目的とした利用が見込まれるネットカフェ、マンガ喫茶 キッチンカー ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室 												
対象地域	県内全域												
時短営業要請期間	令和3年2月8日(月)～3月7日(日)												
要請内容	5時～20時の時短営業（酒類の提供は11時～19時）												
協力金	<p>1店舗あたり最大168万円</p> <p>※時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×6万円」を交付します。 時短営業を開始した日から、3月7日まで連続して時短営業することが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="336 1619 1442 1890"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>時短営業実施日</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2月8日～3月7日に20時まで時短</td> <td>3月7日を含む連続した28日間で168万円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2月20日、3月3日～7日に20時まで時短</td> <td>2月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>2月8日～3月6日は20時まで時短。3月7日は通常営業</td> <td>3月7日を含まないため対象外。0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、時短営業を行った全店舗について一括して申請してください。</p>	例	時短営業実施日	交付金額	①	2月8日～3月7日に20時まで時短	3月7日を含む連続した28日間で168万円	②	2月20日、3月3日～7日に20時まで時短	2月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円	③	2月8日～3月6日は20時まで時短。3月7日は通常営業	3月7日を含まないため対象外。0円
例	時短営業実施日	交付金額											
①	2月8日～3月7日に20時まで時短	3月7日を含む連続した28日間で168万円											
②	2月20日、3月3日～7日に20時まで時短	2月20日は連続していないため対象外。連続した5日間30万円											
③	2月8日～3月6日は20時まで時短。3月7日は通常営業	3月7日を含まないため対象外。0円											

【申請受付期間】

時短要請期間終了後に受付を開始する予定です。

具体的な受付時期については、ホームページをご確認ください。

【裏面へつづく】

【交付要件】

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗である
2. 令和3年2月2日より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を令和3年2月2日より前に受けている。また、当該許可の有効期限が令和3年3月7日（時短営業要請期間の最終日）以降である
4. 令和3年2月2日より前から20時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和3年2月8日～3月7日の間に、5時～20時の時短営業（酒類の提供は11時～19時）又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している
6. 県の「感染防止対策取組書」や市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していること。（ただし、休業する店舗を除く）※第6弾から交付要件として追加

【提出書類】（※1）

第6弾から新たに「6」の書類を提出が必要となりました。

（ただし、休業する店舗を除く）

1. 交付申請書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し
4. 従来の営業時間がわかる写真など（看板など）
5. 店先に「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの（※2）
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していることが分かる写真など（※3）
7. 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）

※1 第3～5弾を申請された方については、提出書類の一部省略が可能です。
詳細はホームページをご確認ください。

※2 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（酒類の提供時間を含む）又は休業していること」及び「店舗名」を一般に広く公開しているものをいいます。

※3 パソコン・スマートフォン・プリンタ等をお持ちでない方は、県で登録代行を行いますので、登録代行専用ダイヤル（045-285-1024／平日9時～17時）へご連絡ください。

【申請方法】

県では電子申請を推奨しています。

電子申請の場合、申請から交付までの期間が短く、
マイページから審査状況を確認できるため、便利です。

※ 郵送での申請も可能です。

申請方法の詳細は、ホームページをご確認ください。

※提出書類イメージ

▼例（提出書類5）

▼例（提出書類6）

詳しくは、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）
ホームページをご覧ください

神奈川県 協力金 第6弾



【問合せ先】※コールセンターが開設されるまでの間

045-285-0725（後日、専用のコールセンターを開設します。番号が決まり次第ご案内します。）

<受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時